特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育てに関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の保育料の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績調査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い ⑦施設等利用給付費支払い
③システムの名称	1. 総合福祉WEL＋子ども・子育て（標準化前）、総合福祉WEL＋子ども・子育て支援（標準化後） 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
（1）子ども・子育てファイル　（2）宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）別表　第9・127項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表　第17・20・155項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部　情報政策課　情報公開・統計係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-5491

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　子育て支援課　保育係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2174

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子ども子育て支援法に基づき・・・	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき・・・	事後	内容を再確認した結果、記載漏れがあったため
平成28年8月25日	Ⅰ　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部　福祉課　子育て支援室	市民部　福祉課　保育係	事後	H28.4の機構改革に伴い担当課が変更となったため
平成29年9月1日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③私立保育所の徴収	③私立保育所の保育料の徴収	事後	内容を再確認したところ、記載内容の漏れがあったため。
平成29年9月1日	Ⅰ　5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	中野　大成	桑本　成司	事後	H29.4.1付け人事異動により所属長が変更となったため
平成29年9月1日	Ⅰ　3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一　94の項	1. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(第8・94項)	事後	内容を再確認したところ、記載内容の漏れがあったため。
平成30年10月1日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity子ども・子育て 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. WEL+子ども・子育て 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事後	H30.7.17から子ども・子育て支援システムが変更となったため
平成30年10月1日	Ⅰ　5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	桑本　成司	福祉課長	事後	様式変更に伴う
令和1年6月28日	Ⅰ　5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民部福祉課	市民部子育て支援課	事後	H31.4.1付け人事異動により部署が変更となったため
令和1年6月28日	Ⅰ　5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長	子育て支援課長	事後	H31.4.1付け人事異動により部署が変更となったため
令和1年6月28日	Ⅰ　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部　福祉課　保育係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2174	市民部　子育て支援課　保育係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2174	事後	H31.4.1付け人事異動により部署が変更となったため
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策		※新様式への変更のため追加	事後	
令和2年7月10日	Ⅰ　1. 特定個人情報を取り扱う事務　②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の保育料の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績調査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の保育料の徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績調査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い ⑦施設等利用給付費支払い	事後	
令和2年7月10日	Ⅰ　5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	
令和2年7月10日	Ⅰ　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部　情報広報課　市民サービス係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2133	総合政策部　情報政策課　情報公開・統計係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	Ⅰ　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部　子育て支援課　保育係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2174	健康福祉部　子育て支援課　保育係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2174	事後	
令和2年7月10日	Ⅳ　リスク対策　8. 監査 実施の有無	[〇]自己点検　[　]内部監査　[　]外部監査	[〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査	事後	
令和3年7月10日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年7月1日　時点	令和3年7月1日　時点	事後	
令和3年7月10日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年7月1日　時点	令和3年7月1日　時点	事後	
令和3年7月10日	Ⅳ　リスク対策　8. 監査 実施の有無	[〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査	[〇]自己点検　[　]内部監査　[　]外部監査	事後	
令和4年8月12日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点	事後	
令和4年8月12日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和4年7月1日　時点	事後	
令和5年7月11日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	
令和5年7月11日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年7月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. WEL+子ども・子育て 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 総合福祉WEL＋子ども・子育て(標準化前)、総合福祉WEL＋子ども・子育て支援(標準化後) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事前	
令和6年9月25日	Ⅰ　3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(第8・94項)	1. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表　第9:127項	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二(第13・16・116項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表　第17・20・155項	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和6年7月1日　時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和6年7月1日　時点	事後	